

平成19年1月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官中曾根由美

平成18年(ワ)第13074号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年11月21日

判 決

静岡県

原 告

同県

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

東京都

被 告

同所

被 告

東京都

被 告

東京都

被 告

埼玉県

被 告

被告ら訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告 , 同 , 同 及び同 は, 原告 に
対し, 連帯して, 金671万5419円及びこれに対する平成18年6月28
日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告 , 同 , 同 及び同 は, 原告 に
対し, 連帯して, 金1830万4270円及びこれに対する平成18年6月2

8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 3 被告 〃 は、原告 〃 に対し金19万9325円を、原告 〃 に対し金54万4113円を支払え。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、原告らと被告 〃 の間で生じたものは原告らの負担とし、原告らとその余の被告らの間で生じたものはこれらの被告らの負担とする。
- 6 この判決の原告ら勝訴部分は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告らは原告 〃 に対し、連帯して、金671万5419円及びこれに対する平成17年11月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告 〃 に対し、連帯して、金1830万4270円及びこれに対する平成17年11月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、東京シティホールディング株式会社（平成17年11月16日の自己破産申立により、同月24日破産手続開始決定、当裁判所平成17年(ワ)第21384号。以下「東京シティホールディング」という。）に対し金員を委託した原告らが、被告らがこれを別法人の経費や損害賠償金の支払に充てるために流用したとして、主位的には共同不法行為に基づき、予備的には取締役・監査役の第三者に対する責任の規定（旧商法266条の3第1項、280条1項）に基づき、損害賠償及び不法行為後である平成17年11月22日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を請求する事案である。

- 2 基本的事実関係（争いがないか、各所記載の証拠及び弁論の全趣旨により明

らかに認められる。)

- (1) 被告 (以下「被告 」という。)は、設立当初である昭和56年3月18日から平成16年10月27日まで千代田エコノミー株式会社 (以下「千代田」という。)の代表取締役であった。また、被告 は、東京シティホールディングの代表者であった (以下「 」という。なお、同人についても平成18年1月11日破産手続開始決定がされている。乙1)の兄である。

なお、千代田は、株式会社インターナショナル大蔵屋として設立され、昭和61年7月1日に株式会社大蔵屋ワールドに、同年11月27日再度株式会社インターナショナル大蔵屋に、平成12年3月24日現商号に商号変更されたものであるが、平成18年1月11日当裁判所において破産手続開始決定がされた(甲6ないし9)。

- (2) 被告 (以下「被告 」という。)は、被告 の妻であり、平成15年3月12日から平成16年10月28日まで千代田の監査役であり、平成15年10月2日以降同社破綻に至るまで、東京シティホールディングの監査役であった。
- (3) 被告 (以下「被告 」という。)は、平成16年10月28日から東京シティホールディングの破綻に至るまで、同社の取締役であった。
- (4) 被告 (以下「被告 」という。)は、平成16年10月28日から東京シティホールディングの破綻に至るまで、同社の取締役であった。
- (5) 被告 (以下「被告 」という。)は、平成16年10月28日以降、千代田の監査役であり、千代田において専務の肩書を有していた。
- (6) 被告 , 同 が関与した他の会社として、以下のものがある。

ア 平成9年11月28日設立され、先物取引及び有価証券への投資等を目的とするサントレーディング株式会社

平成14年7月15日、被告 が監査役となっている。千代田の平成

13年1月28日から平成15年3月11日まで及び平成16年5月9日以降の本店所在地（東京都新宿区新宿5丁目4番1号。甲8）とほぼ同一の住所（東京都新宿区新宿5丁目4番1号新宿Qフラットビル4F。甲13）に本店を置いている。

イ 平成14年8月28日設立され、先物取引の受託等を目的とするユニバーサルデータ株式会社

平成16年5月9日までの本店所在地が、上記千代田の平成13年1月28日から平成15年3月11日まで及び平成16年5月9日以降の本店所在地と同一である（甲14）。

ウ 平成17年10月5日設立され、先物取引の受託等を目的とする東京マーケットサイエンス株式会社

平成17年10月27日に被告 が代表取締役になっている。同日以降の本店所在地が、千代田の平成15年3月12日から平成16年5月8日までの本店所在地（東京都新宿区新宿2丁目3番15号）と同一である（甲15）。

(7) 原告 （以下「原告 」という。）は、東京シティホールディングとの間で、平成17年1月13日に外国為替証拠金取引契約を、同年10月21日売買取引委託契約を締結し、平成17年11月22日時点で、同社に対し610万5419円の委託金請求債権を有していた。

原告 （以下「原告 」という。）は、平成17年5月9日ころ、東京シティホールディングとの間で外国為替証拠金取引契約を締結し、平成17年11月22日時点で1663万4270円の委託金請求債権を有していた。

(8) 東京シティホールディングの金員16億2811万0507円は、千代田のために流用され、千代田の人件費、千代田の顧客に対する損害賠償等に充てられた。

3 争点

- (1) 被告らの共同不法行為責任の成否
- (2) 被告　　，同　　，同　　が職務を行うについての重過失（旧商法266条の3第1項，280条1項）の有無
- (3) 損害額

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点(1)（被告らの共同不法行為責任の成否）

【原告らの主張】

- (1) 被告らは、共同して、その形成した関連会社群のいずれにおいても、一般消費者から何らかの金融商品取引を受託する許可、登録等を得ることもないまま、法人格や会社所在地を転々とさせ、顧客からの預かり資産をほしいままに流用して、これを費消した結果、原告らは、東京シティホールディングに対する委託金請求債権を毀損された。

また、被告らは、東京シティホールディングの経営に参画する幹部構成員として、同社の顧客預かり資産を千代田の経費や損害賠償金に充てるために流出させた。したがって、被告らは、原告らに対し共同不法行為責任を負う。

- (2) 被告らは、東京シティホールディングの千代田への資金流用は、東京シティホールディングの業務執行の目的の範囲内の行為である旨主張するが、千代田は平成16年3月ころから業務の破綻が生じていた一方、東京シティホールディングは平成16年5月ころから営業を開始しているのであって、千代田への資産流用が返済の見込のないものであったことは明らかである。
- (3) 被告らは、外国為替証拠金取引を行うについて、顧客資産の分別保管は義務づけられていたものではない旨主張するが、顧客資産が分別管理されるべきことは当然の事理である。当時金融先物取引法上分別管理が義務づけられていなかったことで、これが左右されるものではない。
- (4) 被告　　は、東京シティホールディングの役員でなかったから責任を負わ

ない旨主張するが、被告 が東京シティホールディング及び千代田のいずれについても実質経営していたことは、東京シティホールディングの設立経緯、両社の人的関係、 と の人的関係、東京シティホールディングの業務執行の目的の範囲として千代田への資産流用が行われたことが自認されていることなどから、容易に認められる。仮にそうでないとしても、被告 は、東京シティホールディングの預かり資産の不当流用を同社の幹部構成員と共同して行ったか、少なくともこれらの者を幫助したものである。

【被告らの主張】

- (1) 東京シティホールディングの千代田に対する資金流用は、東京シティホールディングの業務執行の目的の範囲内の処理であり、被告らは同社の破産による原告ら委託金債権の無価値化を全く予想していなかったし、予想することもできなかった。
- (2) 原告らと東京シティホールディングの外国為替証拠金取引当時、顧客資産と会社資産の分別管理は義務づけられていたものではない。
- (3) 被告 は、東京シティホールディングの役員でもないし、業務に関与してきたわけでもない。

東京シティホールディングは、被告 が関与することなく、 が設立したもので、営業開始時に使用したのは、千代田の8億円の資金である。

は、東京シティホールディングがこれを活用して事業を行うことによって、千代田の顧客への債務を弁済し、東京シティホールディング自体円滑な経営を行うことができるものと真実思っていた。

- 2 争点(2) (被告 , 同 , 同 が職務を行うについての重過失の有無)

【原告らの主張】

- (1) 取締役は、構成員としての地位に基づいて、代表取締役に対する監視、監督義務を負う。

東京シティホールディングにおいて、顧客資産の分別保管という最も基本

的な遵守事項が遵守されておらず、顧客の預かり資産を別法人である千代田の経費、損害賠償の引当に流用していたのであるから、被告、同はこの点について是正すべく取締役会を招集し、又は招集請求するなどすべきであったのにこれを怠ったのであるから、職務を行うについて重過失がある。

(2) 被告も、東京シティホールディングの顧客の預かり資産が上記のとおり流用されているのを放置したのであるから、監査役としての基本的注意義務を著しく怠ったものである。

【被告、同、同の主張】

- (1) 上記のとおり、原告と東京シティホールディングの外国為替証拠金取引当時、顧客資産と会社資産の分別管理は義務づけられていたものではない。
- (2) 原告らの主張は、単に同被告らの役職を捉えて法的責任を認めさせようとするもので、失当である。

3 争点(3) (損害額)

【原告らの主張】

(1) 無価値となった委託金請求債権

原告について610万5419円、原告について1663万4270円

(2) 弁護士費用

原告について61万円、原告について167万円

【被告らの主張】

東京シティホールディングの破産手続において、配当が見込まれる。

第4 争点に関する当事者の主張

1 事実経過 (甲10, 21, 乙11ないし13)

(1) 千代田は、被告が実質的に経営してきたものであるところ、平成16年3月ころ破綻した。

(2) 被告とは相談の上、千代田の資産を利用して東京シティホールデ

ィングを設立し、同社において自ら外国為替証拠金取引を行って収益を得るとともに、千代田の顧客に対する債務も返済することにした。

この合意の過程において、千代田の顧客に対する返済の原資は、千代田から東京シティホールディングに提供された金員に限定されない（東京シティホールディングと新たに外国為替証拠金取引を行う顧客からの委託金も含まれる）ことは前提となっていた。

(3) 被告　，同　　は、千代田の元従業員であるが、上記の構想により、東京シティホールディングの取締役となったものである。

両名とも、東京シティホールディングがその資産（同社と新たに外国為替証拠金取引を行う顧客からの委託金も含まれる）を千代田の顧客への弁済に充てることは認識していた。

2 争点(1)(2)について一括して判断する。

(1) 個人投資家である顧客を対象として、外国為替証拠金取引が行われる場合、証拠金の重要性、顧客の合理的期待に鑑みれば、顧客の証拠金ないし委託金は、取引会社のそれと適正に区別されなければならない、取引会社がこれをほしいままに自己の用に供し、その結果顧客に返還することができなくなった場合には、不法行為法上の違法性が否定できない。

被告らは、原告らと東京シティホールディングの外国為替証拠金取引当時、顧客資産と会社資産の分別管理は義務づけられていたものではない旨主張する。金融先物取引法上、金融先物取引業者が委託証拠金その他の保証金について自己の固有財産と区分して管理するよう明記されたのは平成16年法律第159号による改正後の金融先物取引法91条、同法施行規則29条の6によるものであるが（平成17年7月1日施行）、これは金融先物取引業者への行政上の規制として上記趣旨を明確にしたものであって、その施行前の不法行為成否の判断に直接影響を与えるものではないというべきである。

上記によれば、東京シティーホールディングが顧客から委託された金員を

自己の債務の支払に流用するのすら、不法行為法上の違法性が否定できないのに、同社は、別法人である千代田の経費及び顧客に対する債務の支払に充てていたのである。乙11ないし13には、東京シティホールディングが千代田の債務を引き受けたかのような記載もあるがこれを裏付けるものは全くなく、かえって、甲21によれば、は、同社と千代田を一体とみて流用をしていたことが認められる。

(2) 被告 は、上記1(2)記載のとおり、千代田の顧客に対する返済の原資は、東京シティホールディングと新たに外国為替証拠金取引を行う顧客からの委託金も含まれること（(1)で説示したとおり客観的に不法な流用行為である。）を前提としており、既に破綻していた千代田の債務を返済した上で、東京シティホールディングの顧客に委託金を返還するという計画自体に無理があることは、十分予見可能であったものである。また、そのようなかたちで千代田の顧客に対する返済が進むことは自己の利益でもあった（千代田と顧客の紛争の展開によっては、自己が千代田の取締役としての第三者責任を問われることもありうる。なお、平成18年1月21日の時点でも、千代田と訴訟係属中の顧客がいたことについて、甲21）。以上によれば、上記流用行為は、被告 が、東京シティホールディングと共同で不法行為をしたものと評価することができる。

(3) その余の被告らについては、被告 と異なり、計画の全体像をどれだけ知っていたかに疑問があり（被告 ，同 も、千代田勤務当時は一従業員であった。被告 に至っては、千代田の監査役となったのも同社破綻後であり、被告 の親戚でもない。甲9、乙11）、不法行為責任を認めることはできない。

(4) 他方、被告 ，同 は、東京シティホールディングの取締役の地位にあり、同社における の業務執行を監視し、必要があれば取締役会を招集するか招集請求をし、業務の執行が適切に行われるようにす

べき注意義務がある。同被告らは、が、東京シティホールディングと新たに外国為替証拠金取引を行う顧客からの委託金を流用して千代田の顧客への弁済に充てることを認識しながら、業務の執行が適切に行われるようにするための上記措置をとらなかったのであり、根拠の認められない流用行為を放置すること自体、東京シティホールディングに対する任務違反について重過失があるものといわねばならず、原告らに生じた損害を賠償する義務を免れないものというべきである。

また、被告も、東京シティホールディングの監査役の地位にありながら、上記大々的な流用行為について何らの措置もとっておらず、監査役として同社に対する任務違反について重過失がある。

被告は、上記(3)説示の事情に鑑み、千代田の監査役としての第三者に対する責任も認められない。

3 争点(3) (損害額) について

(1) 東京シティホールディングは破産手続開始決定を受け、原告らの委託金請求債権は回収が著しく困難となったので、原告について610万5419円、原告について1663万4270円の損害が生じたと認めることができ、また、弁護士費用相当損害として原告について61万円、原告について167万円を相当と認める。

(2) 被告らは、東京シティホールディングの破産手続における配当の可能性を指摘し、確かに、甲21、乙10の1・2によれば一定の配当が見込まれる。しかしこれは未だ確定的ではなく、上記(1)の評価を妨げるものではない。配当がされた場合には、請求異議事由ないし不当利得返還請求権の問題として扱えば足りる。

4 以上によれば、原告らの被告に対する請求は理由があり、被告に対する請求は理由がなく、その余の被告らに対する請求は主文1、2項の限度で理由がある（取締役・監査役の第三者に対する責任の規定に基づく損害賠償債務

は、請求の翌日から遅滞となると解されるので、訴状送達の日翌日である平成18年6月28日が起算点となる。主文3項は、被告 〇〇の損害賠償債務の遅延損害金のうち、被告 〇〇，同 〇〇，及び同 〇〇と連帯関係に立たない平成17年11月22日から平成18年6月27日までのものである。)

東京地方裁判所民事第35部

裁判官 本 吉 弘 行

これは正本である。

平成19年2月22日

東京地方裁判所民事第35部

裁判所書記官 中曾根由美

